

# 保安林保全情報整備仕様書

## 1 目的

本業務は、衛星デジタル画像を活用した保安林管理システムの構築に資するため、衛星デジタル画像データ整備を行うことを目的とする。

## 2 業務の内容

### (1) 画像データの種類

別に定める「衛星デジタル画像データのオルソ化仕様（以下、オルソ化仕様、という）」に基づきオルソ化した、1.5mの解像度を有したカラーオルソ画像データ（以下「オルソ化データ」と称する。）を取得すること。

### (2) 画像データ等の整備範囲

オルソ画像データについては、栃木県の管轄区域のうち別図「撮影範囲図」の撮影範囲とすること。

### (3) 画像データの撮影年

令和2年度撮影の画像データを取得すること。

### (4) 画像データに含まれる雲量及び積雪

- ① 都道府県管轄区域内で、おおむね10%以内とすること（陸域を対象とした場合。）。
- ② 上記割合以内の画像データがない場合、前年度までに撮影されたデータの中から雲量及び積雪が最も少ないもので補完することとするが、その際は事前に協議を行うこととする。

### (5) 画像データの選定

画像データについては、当該業務の趣旨に即したもの（保安林内における森林変化抽出支援ソフト(R2.2版)（以下、「抽出ソフト」という。）で森林変化域の差分抽出ができること等）を選定することとする。

### (6) 画像データの色調等

4バンド（B/G/R/NIR）8ビットを有することとする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和3年2月25日（木）まで。

## 4 業務主任技術者選任（変更）通知書の提出

受注者は、委託業務に関して、発注者と連絡調整を行なう業務遂行上の責任者として業務主任技術者を定め、業務主任技術者選任（変更）通知書（別記様式1号）により報告することとする。報告後異動があったときも同様とする。

## 5 成果品の提出

成果品は以下のものとする。

### (1) オルソ化データ

画像管理ファイル等とともに、DVD及びポータブルハードディスク等のメディアにより2部提出する。

### (2) その他資料

提出図郭を表す資料を提出する。

## 6 留意事項

### (1) 画像データ等のライセンス（使用許諾範囲）について

オルソ化データは以下の範囲及び内容でのみ使用できる仕様とする。

#### 【国】

林野庁において使用できるものとし、他部局においては別に使用許諾料を支払うことにより、使用できるものとする。

#### 【地方公共団体】

都道府県の林務関係部局（試験研究機関を除く）において使用できるものとし、他部局や市町村においては、別に使用許諾料を支払うことにより、使用できるものとする。

#### 【その他】

「森林吸収源インベントリ情報整備事業」を林野庁が第3者に委託して実施する場合にあっては、別に使用許諾料を支払うことにより、使用できるものとする。

撮影範囲図

